
令和3年度第1回（通算33回）北区子ども・子育て会議 議事要旨

[開催日時] 令和3年6月10日（木）午後 6時30分～午後 8時06分

[開催場所] オンライン会議

[次第]

1 開会

2 議事

1 審議事項

北区子どもの未来応援プラン修正版（案）について

2 子ども・子育て施策に係る報告事項

（1）保育所待機児童数について

（2）学童クラブの新設等について

（3）児童館の子どもセンターへの移行及び放課後子ども総合プランの一体的運営について

（4）児童発達支援センターについて

3 第5期子ども・子育て会議について

3 閉会

[出席者] 岩崎美智子 会長 石黒万里子 副会長 伊藤 秀樹 委員
小田川華子 委員 我妻 澄江 委員 川染 誉 委員
鹿田 昌宏 委員 鈴木 将雄 委員 田中 義正 委員
田邊 茂 委員 森口 智志 委員 奥村 宏 委員
坂内八重子 委員 西澤 由香 委員 小林宏一郎 委員
新保 友恵 委員 堀ノ内紀子 委員

[配布資料]

資料1	北区子どもの未来応援プラン修正版（案）について
資料1 別紙	北区子どもの未来応援プラン～東京都北区子どもの貧困に関する計画～修正版（案）
資料2	保育所待機児童数について
資料2 別紙	保育所待機児童数について（補足資料）
資料3	学童クラブの新設等について
資料4	児童館の子どもセンターへの移行及び放課後子ども総合プランの一体的運営について

資料 4 参考資料①	令和 3 年度北区放課後子ども総合プラン わくわく☆ひろば
資料 4 参考資料②	放課後子ども総合プラン 他区における一体的運営の事例
資料 5	児童発達支援センターについてのパンフレット 4 種類

【会長】

それでは、ただいまから令和3年度第1回、通算第33回の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、真夏のような暑さで、そしてお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。早いもので、第4期の子ども・子育て会議の任期が、残すところ1か月少々となりました。今期の会議は、おそらく今日で最後になります。一昨年度は、子ども・子育て支援計画2020の策定のために多くの会議を開催しました。昨年度は、コロナ禍という事態にあり、書面開催、オンライン開催と、様々な試みがありました。3回目の緊急事態宣言が延長を繰り返す中で、本日の会議も緊急事態宣言下で行われることになりました。前回は試験的にオンラインで会議を行いました。今回は完全なオンライン会議ということで、事務局には準備をしていただきました。私も含め、委員の皆様全員がオンライン上で会議に参加ということになります。会議の形は違いますが、子どもたちのために、よりよい議論の場になればと思いますので、皆様、いつものように活発にご意見を交わしていただければと思います。

それでは、年度が替わったということもあり、委員の交代があるようです。事務局から委員のご紹介を、本日の出欠状況などと併せてお願いいたします。

【事務局】

事務局です。よろしくお願いいたします。

4月に新しく委員になられた方を紹介いたします。

時間の関係で、ご挨拶は省略していただきまして、私がお名前を読み上げましたら、画面上で手を挙げていただければと思います。

お配りしています子ども・子育て会議の委員の一覧ございましたら、そちらをお願いいたします。

上から順番に、小学校のPTA連合会から、森健太郎委員に代わりまして森口智志委員です。

続きまして、東京都北児童相談所から、横森幸子委員に代わりまして園尾まゆみ委員です。園尾委員は、本日ご欠席です。

続きまして、北区立幼稚園・こども園長会から、西澤尚子委員に代わりまして傳田学委員です。傳田委員は、梅木小学校の校長先生と、うめのき幼稚園の園長先生を兼任されています。なお、傳田委員も、本日はご欠席です。

最後に、北区立保育園長会から、香宗我部まゆみ委員に代わりまして西澤由香委員です。滝野川保育園の園長先生でいらっしゃいます。

以上、新委員の紹介でした。

続きまして、本日の出欠の状況を確認します。

ただいまご案内いたしましたように、園尾委員と傳田委員のお二人、連合東京北地域協議会から林賢太郎委員、以上3名がご欠席となり、本日は17名にご参加いただいています。過半数のご出席により、定足数を満たしていることをご報告いたします。

続きまして、資料の確認をします。

～以下、資料の確認～

【会長】

ありがとうございました。

それでは、早速本日の議題に入りたいと思います。

まず議題1、北区子どもの未来応援プラン修正版（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1と、ホッチキス留めの資料1別紙をご用意いただけますでしょうか。

まず、資料ですが、これまでの未来応援プランの修正版について、改めての確認とします。

まず、資料1ですが、こちら1、要旨です。平成29年3月に策定されました北区子どもの未来応援プランについては、令和3年度で5年目を迎えるところではありますが、今般の新型コロナウイルス感染症による経済状況の変化等を踏まえるとともに、改定予定の北区基本構想及び北区基本計画との整合性を図る観点から、本プランを修正することにより、計画期間を2年間延長することとしています。

2の修正内容です。(1)計画期間を現計画の平成29年度から令和3年度までとしているものを、修正版により令和5年度まで、2年間延長したいと思います。

また、(2)の修正項目ですが、この後ご紹介します資料1の別紙、北区子どもの未来応援プランの修正版のとおりです。この後、ご説明いたします。

3番の現況ですが、これまで令和2年8月5日、12月16日、そして令和3年3月25日の3回の子ども・子育て会議において、こちらについてお示しし、さらに、ご意見をいただきました。

今後の予定ですが、この後、6月17日に文教子ども委員会で議会に報告し、その後、6月25日、教育委員会に付議して、そこで完成させたいと考えています。

続きまして、資料1別紙、3枚ホッチキス留めのものをご覧ください。

前回お示しした素案から、1ページ目の上段に大きな項番1として、修正の目的を加えたことと、前回、委員からご意見をいただいた箇所を一部反映させたということで、大きな変更はございません。その他、前回の素案をお示ししましたのが令和2年度中の3月でしたので、文中の表現が、前回は未来形でしたが、こちらは現在進行形になるといった、若干の変更が数か所ございますが、こちらについてのご案内は割愛します。

先ほどもご案内しましたが、本日、ご審議をいただき、この結果を受けて6月25日の教育委員会に付議し（注：この後、6月25日の教育委員会が中止されたため、7月13日に付議）、修正版を完成させたいと考えていますので、皆様、どうぞご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。
委員、どうぞ。

【委員】

今、ご説明いただいた資料1別紙の3ページをお開きください。

その中ほど3番ですが、「子どもの学習支援や子ども食堂などの居場所づくりに取り組む」云々と書かれているところです。ここの事業としては、1-1として「子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業」だけです。「学習支援」と言いながら、実は、「子ども食堂」だけの助成になっていて、例えば、学習支援をする上で必要な教材を買うとか、そういった項目は計上できないようになっていると思います。上のほうの「1.困難を抱える家庭の子どもの状況に寄り添った学習支援」では、1-1と1-2で小学生と中学生の学習支援教室についての事業があるのですが、これは、保護者の方が応募して、親子面談を経て定員に従ってお子さんを選ばれるというか、決定されて学んでいるという状況で、教育熱心な保護者の方たちです。私は、子ども食堂と学習支援教室を、団体を立ち上げてやっていますが、親が応募しない、また、親子面談が嫌なのでしたくないという保護者の方もいます。それから、不登校のお子さんですとか、案内は家庭に配布されても、なかなかここに応募できない、登録できないお子さんがいるため、地域において、その子たちのために、小学校、中学校の生徒15人ほどを登録して学習支援教室もやっています。この3番のところ、1-1だけではなくて、例えば、1-2として、今後、学習支援事業の助成をしていただけると大変助かります。教材を買ったりもしたいです。可能かどうか分からないですし、今の段階で変更するというのは難しいでしょうが、タイトルに「学習支援」と入っているので、その辺りも考えていただけたらうれしいという意見、お願いです。

今のままですと、「子どもの学習支援」というタイトルに合わせて、子ども食堂の助成金に、学習支援に関する予算も充てていいか等を検討していただかないと、このタイトルや内容について、齟齬があるようにも思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

子どもの居場所づくりは、子ども食堂、今、ネットワークづくりをやっているところですが、今年度、こちらに記載のとおり、東京都の補助金等を活用し、大きく増額をして実施しています。そうした団体の中には、学習支援を同時に行っていただいている団体があることを、事務局でも十分に承知しています。

そうしたことを受けまして、今回、内閣府からの補助金が、この4月に示されたということもあり、様々な補助金を活用して子ども食堂、それからネットワークづくりや支援を拡充したいと思っています。また、これに記載していないところについては、北区全体と

して、これから基本計画等考えてまいりますので、その中での検討としたいと思います。

(後日、事務局より各委員あてにメールで以下の内容を追加回答)

●追加回答

小学生の学習支援事業は、子ども食堂のように区が直接NPOやボランティア団体を支援しているものではないことから、今回の修正版(案)に記載いたしませんでした。また、これまでもご意見いただいております、支援内容の拡充(謝礼を増やすなど)も検討段階であることなどから、今回提示しました(案)の形で作成したいと考えております。

ご意見をいただきました部分は、基本計画や子ども・子育て支援計画とあわせた次期改定時に向け考えてまいりたいと思います。

なお、項目名に学習支援が入ったままになります、今回の修正版では項目名の修正は対象としておりませんでしたので、このままとさせていただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

2点あります。

1点目は、前回もお伺いしたところですが、コロナ禍の影響で貧困状態が深刻化している、広がっている印象もあるかと思えます。これについて、どのような対策をお考えでしょうか。前回お伺いしたときには、国が用意している給付金と北区の給付金の直近の給付についてご説明をいただいたかと思えますが、この計画の中で、どのように支援をしていくのかという部分について、もしあれば、ご説明いただきたいのが1点目です。

もう1点は、最後の項目を新たに付け加えてくださった項目、施策6の3の住宅の北区居住支援協議会の取組の部分です。コロナの影響で収入が減ったご家庭もある中、より家賃の安い住居に転居しなければ生活が成り立たないといったようなご家族も増えているのではないかと思います。そういったときに、この居住支援協議会を通して活用が可能なセーフティーネット登録住宅、こういった取組が生きてくるのかと思えますが、このセーフティーネット住宅、登録住宅の活用は、低所得層にとっては家賃低廉化の措置がなければ、なかなか手の届かないものになっています。家主さんも、そういった措置がない場合は、なかなかどうぞと言いつらいという状況にあるのが実態です。こちらについて、予算がつくのかどうか、予算をつける予定であるかどうか、できれば、計画の中で、低所得の子育て世帯、少なくとも子育て世帯向けに区としての家賃低廉化のための予算立てをしていただけると、計画としても実態のあるものになっていくのではないかと思います。こちらのプランについて、お伺いできますでしょうか。

【会長】

それでは、事務局、お願いします。

【事務局】

ただいまご質問のあった住居の支援の件ですが、今、具体的にどの程度まで検討が進んでいるのか、現時点で、申し訳ありませんが状況を把握していませんので、いただいたご意見を所管に伝えるようにし、後ほどメールにて皆様にお知らせをしたいと思います。ただ、1点申し上げられるのは、ただいま委員からご意見のあった、いわゆる生活が困窮している方々に対して、このコロナの状況も受けて様々な支援策を重層的に行っていくということは、これから始まる6月の北区議会でも議論される予定になっていますので、その状況も併せて委員の皆様の後日お知らせしたいと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【事務局】

1点目にご質問をいただきました、コロナ対策に関わるところでお答えします。

前回お話した給付金ですが、こちら、今、国の給付金で低所得のひとり親世帯に対するもの、それに加えて、ひとり親以外の、ふたり親世帯で低所得の方に対する給付金の支給事業も始まり、北区では、とにかく早く支給できるよう準備しています。

コロナ対策で学校がお休みになったということもありました。また、乳幼児を抱えたお母さん、お父さんたちが、お子さんたちが一緒に遊ぶ場所がないということもあり、なかなか交流ができないことがありました。そうした場面で相談ができるインターネットを活用した面接、はぴママたまご面接、ひよこ面接を実施しています。

あるいは、ひとり親世帯を対象にした、そらまめ相談室事業、こちらも相談事業ですが、オンラインを活用しての相談事業を、コロナ禍において進めています。

コロナの中におきましても、必要な方がいつでも安心してご相談をいただけるように事業を進めていきます。

以上です。

【委員】

ありがとうございました。

(後日、事務局より各委員あてにメールで以下の内容を追加回答)

●追加回答

1点目について

コロナの対応は、令和2年12月16日に開催した子ども・子育て会議(書面開催)にて、これまでの区の対応一覧を資料として委員のみなさまに配布し、この修正版では、コロナにおける臨時的な対応や施策は記載せず、継続的に実施していくものを中心に記載しました。コロナ対策の各支援につきましては、緊急的・臨時的に実施することが考えられ、必要に応じて可及的速やかに実施すべき性格のものであることから、本修正版で計画事業と

しては記載いたしませんでした。

2点目について

子育て世帯を含む住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に転居する際の支援については、令和2年12月16日に開催した子ども・子育て会議（書面開催）の意見及び回答にある通りですが、今後も居住支援協議会での協議を踏まえた上で、検討してまいります。

【会長】

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議題2、子ども・子育て施策に係る報告事項です。

まずは（1）保育所待機児童数について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料2をご覧ください。令和3年4月現在の待機児童数が確定しましたので、ご報告します。

令和3年4月の待機児童数は、0歳から5歳まで、合わせて18名となりました。昨年、令和2年4月から比べると、61名減となっています。その下に7地区別の内訳を記載していますが、特に滝野川西地区、1歳児が9名出ています。ほかの地区から比べれば多くなっていますが、こちらについては、本来、令和3年4月に開設予定であった平塚神社、上中里に開設予定の保育園が1年延期したことにより、少し多くなったものと考えています。

もう1枚、資料2の別紙をご覧ください

別紙のほうでは、1点目は保育所の認可定員と待機児童数の推移を載せています。27年から令和3年まで、ご覧ください。

その下、待機児童数の状況については、昨年の令和2年4月と本年4月を比較したものですので、併せてご覧ください。

最後に3、今後の予定ですが、令和3年4月2日以降の開設予定の園です。①では、まなびの森保育園上中里、こちらも令和3年4月に開設を予定していましたが、工事の遅延により1か月遅れの5月開設となりました。保護者の皆様や関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしたところですが、5月によりやく完成を見たところですが、②では、先ほどお伝えした、本来令和3年4月に予定していましたが（仮称）太陽の子上中里保育園、こちらは手続上の事情で1年延期となって、来年4月開設予定です。

続いて（2）ですが、令和4年4月以降の取組です。待機児童の解消が一定程度見込まれたこともあり、当面北区としては、認可保育所等公募は行わないものとし、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析して、保育施設の配置や定員管理について、今後の対応方針を検討していきたいと思っております。

【会長】

ありがとうございます。

大変なご努力をいただいて、待機児童数が大分減ってきたということかと思えます。

ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、(2) 学童クラブの新設等についてと、それから(3) 児童館の子どもセンターへの移行及び放課後子ども総合プランの一体的運営について、この二つを続けて事務局からお願いいたします。

【事務局】

まず、資料番号3番、学童クラブの新設等についてご報告します。右肩、資料3と書かれている資料をご覧ください。

本件ですが、今月開かれています北区議会におきまして、条例改正をご審議いただいているものです。内容は大きく二つあり、まず1の要旨、(1)ですが、本年9月から新校に移転する王子第一小学校に放課後子ども総合プランを導入することに伴い、現在、学校外にある育成室、学童クラブを廃止し、学校内に学童クラブを新設、移転するというものです。

場所は、資料の中段です。2、現況の(1)にお示ししていますが、豊島育成室、それから第一、第二のさくらクラブ、この三つについて、今度9月から開設になる新校の王子第一小学校の1階の部分、新たに王一小クラブ第一から第三までとし配置するものです。

冒頭にも申し上げたとおり、今回、放課後子ども総合プラン導入となります。この王一小の1階の部分、学童クラブ室3部屋、この並びに、新たに放課後ルームを設けまして、そこで放課後子ども教室を、両事業一体的に、合わせて4部屋、また、学校の協力をいただいていることとなりますが、校庭それから体育館と、特別教室も可能であれば、そういったところで両事業を連携して進めていくものです。

この王一小の放課後子ども総合プラン導入により、平成24年、東十条小学校を皮切りに順次進めてきた放課後子ども総合プランが、35校全校での導入完了となります。

もう1点の内容です。

上の要旨の(2)をご覧ください。もう1点は、東十条小学校の児童数増加に対応し、現在学校内にある学童クラブ室を普通教室へ転用するため、学校外へ学童クラブを移転するというものです。

現在、東十条小学校ですが、中段の2の現況(2)です。お示しのとおり、第一から第三まで、三つの学童クラブが東十条小学校校舎内にありますが、今回対象となるのは第三の部分です。東十条子どもクラブ第三、資料下段3の(2)にあります。この第三のクラブ室を、現在の王一小さくらクラブ、先ほどの王子第一小学校に移転するところですが、そこが出ていった王子五丁目団地内にあるところに移転する、となっています。年度の途中で東十条小学校では教室不足ということで移転が想定されていたことから、実際に、第三クラブについては、王子五丁目団地にお住まいが近い方たちを中心に登録されています。

以上、4の今後の予定ですが、今月6月、学童クラブの運営に関する条例改正を、今ご審議いただいているところです。そして8月末から9月にかけて、まず(1)でご説明した学童クラブの廃止、移転、それから、11月に東十条子どもクラブ第三が、王子五丁目団地に移転という計画です。

以上です。

【会長】

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続けてお願いいたします。

【事務局】

資料4です。この内容については、昨年度、令和2年度から教育委員会の子ども未来部の中に、右肩にお示しのとおり、子ども未来課、子ども環境応援担当課、子どもわくわく課、この3課においてプロジェクトチームを設け検討を進めてきた内容です。本日は、その検討状況を皆様にご報告します。

この中身は、一つは、児童館の子どもセンターへの移行、もう一つの柱として、放課後子ども総合プランの一体的運営について。この2点をセットで検討しています。

1の要旨です。放課後子ども総合プランについては、本年9月に、先ほどご説明した王子第一小学校へ導入されることで、小学校全校への導入が完了します。これに伴い、小学生の居場所が学校内に整備されたことから、順次、全ての児童館を子どもセンターに移行するものです。

口頭で補足しますが、小学生児童については、学校を核とした放課後子ども総合プランにおいて、子どもセンターは乳幼児や未就学の親子を対象とした居場所と子育て支援の拠点としての役割として整備します。また、この子どもセンターが子どもを取り巻く地域ネットワークの拠点として、そのエリアにおける連携体制をどのように再構築していくか、その検討に着手しているというものです。

それから、二つ目。もう一つの検討の柱です。「また」からのところですが、学童クラブにおいては、年少人口及び共働き世帯の増加によりまして、利用ニーズが増加しています。そして、35人学級の実施による普通教室不足によりまして、学校内での運営が困難となるような状況も生まれてきているところです。これらの課題に対応するため、プランとして進めてきた、この学童クラブと放課後子ども教室の一体的運営をさらに推進し、学童クラブの待機児童が発生しないようにするためには、また、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所を確保するにはどういった見直しが必要なのか、検討を進めています。

資料2、それから3の課題のところは、先ほど説明したところと重複しますので、後ほどご高覧いただければと思います。裏面をご覧ください、4の今後の見通しです。

まず(1)子どもセンターへの移行ですが、目処としましては、令和5年度に全館子どもセンターへの移行を目指すとともに、その移行に当たっては、先ほど課題でも申し上げた、子どもセンターの子育て支援機能の充実について検討していきます。(2)放課後子ども総合プランの一体的運営については、学童クラブの待機児童が発生しないようにするため、放課後の児童の活動がより充実する新たな制度を検討しつつ、放課後子ども総合プランの趣旨を踏まえて、小学校内における学童クラブと放課後子ども教室のさらなる一体的運営を推進するとしています。

その上で、併せて参考資料として、紫色の北区の現状のパンフレットと、他区の事例と

いうことで、横判1枚の資料を用意しています。特に、後段の放課後子ども総合プランの一体的運営では、こういったことを検討しているのかというイメージをご説明します。

まずは、北区の現状を皆様に改めてご紹介します。この紫色のパンフレットの表紙をご覧ください。

左上に、このパンフレットの名称が書いてありますが、北区の放課後子ども総合プラン、これを、愛称として「わくわく☆ひろば」と申しているところです。その「わくわく☆ひろば」がどういった運営を行っているかが下段のイメージ図で、大きく二つの制度から成り立っています。

まず、左側のほうは、「放課後子ども教室」。一般登録とも呼ばれ、参加児童は無料、自由参加で、全ての児童が対象となっています。活動は、子どもたちの遊び場、学びの場、そして様々な体験活動を得る場等、居場所の提供をしている事業です。

もう一つ、右側の制度ですが、こちらは「学童クラブ」で、育成料を頂いている有料の制度です。大きな特徴としては、ちょうど真ん中に女の子のイラストがございいますが、その下にゴシックで書いてある通り、「就労等で保護者が不在となる家庭の低学年、1年生から3年生」の家庭に代わり、学童クラブで生活の場としてお預かりする事業です。この放課後子ども教室、学童クラブをセットで北区版の放課後子ども総合プランとして、学校を核として運営しているところです。

この活動は、それぞれ壁があるものではなく、両者の制度をつなぐ一番下の紫囲みの部分、男の子が肩を組んでいるところですが、この両事業が一体的に連携して子どもたちに居場所、生活の場を提供していくという理念で運営していますが、ただ、昨年度からのコロナの影響により、実際には、この連携部分が、現在制限されている状況があります。なかなか異学年、所属のクラスを飛び越えて自由に交流をするというのは、残念ながら現在できていないところですので、コロナの状況が早く落ち着くことを、担当としても願っています。

この制度が抱える課題、特に右側の学童クラブですが、課題として、年少人口や共働き世帯の増加による利用ニーズの増加、そして35人学級実施による学校内の普通教室不足への対応、つまり活動のエリア不足をどうしていくかという課題を抱えており、これは、北区だけではなく、都市部において共通の課題となっている現状がございします。こういった状況で検討を進めるにあたって、他区の事例を1枚、横判の資料をご用意しています。

他区ではどういった形で対応しているかを簡単にご説明します。まず、この横長の資料、下段の新宿区の実例からご紹介します。こちらは、放課後子どもひろばと学童クラブのちょうど間に、ひろばプラスというメニューを加えています。ひろばプラスのイメージですが、中間に位置するニーズに対応していくもので、具体的に申し上げますと、放課後の時間帯は学童としての預かりではなく、ひろばへの参加を希望しているが、保護者の就労の関係で夕方以降、育成が必要になるご家庭の児童、その受皿として、中間に当たるところに受皿を設けているといったイメージです。

次に上段の板橋区の実例ですが、こちらは放課後の時間帯は原則として一緒に活動する完全一致型。ただ、夕方以降の育成の有無によって区分を設ける、という取組みを行っているものです。

この事例から何を考えているかですが、これらの仕組みの共通事項として、担当として

考えているのは、専用居室の部屋を単位として活動するイメージではなく、活動の内容に応じて、例えば専用居室で宿題や読書をする、特別教室で工作する、校庭や体育館で遊びやスポーツを行う、そういった様々なプログラムを柔軟に展開し、子どもたちが移動して活動するという考えをベースとしています。ただ、これは理念としてはきれいですが、実際にこれらの活動を支えるのは、専用居室のほかに特別教室や校庭、体育館など、放課後に活動できるスペースをいかに安定的に確保できるかが、課題になるかと思えます。学校のご理解、ご協力が不可欠なところですが、限りある学校設備、放課後の時間帯、学校教育活動に支障のない範囲で使用する、例えばタイムシェア、共用する、そういう考えを進めていく必要も一方であるかと思っています。

これらの事例を基に、北区として将来にわたって安定的に子どもの遊び、学びの場を、どう確保していくか、提供していくか、どういった制度運営が望ましいのかを、今後、関係団体の皆様、また実際に運営を担っている方々のご意見を基に、検討を深めてまいりたいと考えています。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】

ご説明ありがとうございます。

この紫のパンフレットのわくわくひろば、真ん中のイラストの中で、左側の緑色のシャツを着た男の子のセリフとして、「家族とは4時に帰ると約束しました。」と書いてありますが、これはどういう意味ですか。

【事務局】

これは、例示として4時としていますが、この放課後子ども教室は自由な時間に参加して、自由な時間に帰るといった制度です。そこで大事なのは、児童が親御さんと、「今日、僕は参加してくるね、いつ頃帰るね」というような約束の下で、参加することです。それを、ここでは例示で4時として挙げています。

【委員】

それでは、児童が親御さんと、その日、その日で帰る時間を決めると。その帰る時間は、児童から運営する責任者の方には伝えなくてもよいのですか。

【事務局】

実際の運営では、放課後子ども教室では入退室管理システムを設置しています。このシステムでも、親御さん側で、いつ、お子さんが入ったのか、帰ったのか把握できますし、実際の現場のスタッフの方は、子どもたちが入室した段階で、「今日はいつ帰るよ」などの

コミュニケーションの中で管理できています。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

はい、お願いいたします。

【委員】

今、委員からご質問のあった件については、実際現場では、子どもがスタッフに「いつ帰る」と伝えていて、その時間になるとスタッフからも帰るように伝えていきます。子どもが大きくなるほど、親御さんとの約束の中で自発的に帰宅時間を守っているでしょうが、多くの子どもには、帰宅時間のリマインドが大事だと思います。

事務局のご説明について、何点かご質問というか、私の意見をよろしいですか。

最後のほうにご説明いただいた新宿区の例、ひろばプラスという例がありますが、これは、学校の中で、わくわく（放課後子ども教室、以下同じ）の居室が非常に手狭になっていて、ただでさえ、わくわくには、できればご家庭でしっかり学習をしていただいて、高学年のお子さんには、学校のわくわくに、あまり参加しないようにと、かつての方針と矛盾するような格好になっていますが、今、コロナ禍では、その対応をどこの学校でもしています。教室の定員を決めて、これ以上にオーバーした場合に帰っていただく、あるいは、校庭で遊んでいる子どもたちは、雨が降ってきたら校庭で遊ぶことを中止すると同時に、わくわくの事業全般も、この校庭で遊んでいる子どもが教室に入ってくることは不可能ですので、教室にいる子どもも含めて、全てわくわくの事業は中止と、そんなような形でやって、非常に切迫した居室の状況です。これは、特に学校長のご理解を得て、いかに、さっきお話しした専用の居室以外をお借りできるのか。それによって、いろんな活動も制約されますので、その辺りが教育委員会と学校長とのコミュニケーションあるいは依頼がしっかりできるかどうか、運営にもかかってきます。

それから、改めて、「学童クラブと放課後子ども教室の一体的な運営をさらに推進」と書いてありますが、もう既に平成24年に東十条でモデルがスタートしたときから、学童クラブと放課後子ども教室では一体的な運営をしています。今さらという感じがしないでもありませんが、「さらに」という言葉が入っているので、これを強化していくのなら、それにもよります。

子どもたちがどんどん増えて、今、35校のうち9校が直営で、地域のみなさんが運営しています。児童数が3,800人ぐらい、登録人数が3,100人ぐらい、約8割の子どもたちが登録をしていて、このうち、かなりの児童がわくわくに参加している。私の地域では百二、三十人の子どもが活動していますので、居室をこれから確保していくことは、大変な問題だと思います。特に東十条は、先ほどご説明いただいたように、児童数がどんどん増えて、学童の移転の問題も絡んでまいります。東十条に限らず、どこの学校でも居室は少ないということで大変です。これから、その辺りを教育委員会でいかにクリアしていただくかが、この事業が一体化して、さらに推進していく根拠になるのだろうと思って

います。

【事務局】

ただいま委員からご意見いただいたところですが、現状、放課後子ども教室は学校によって大きなばらつきはありますが、非常に密になっているという状況も確かにあると思います。このコロナの中で、定員を設けてやらざるを得ない、雨の日は帰ってもらわざるを得ない、そういった状況も確かにあります。鍵になってくるのが、活動場所をいかに広げていくかで、35校の中で学校によって個別に活動場所として特別教室を貸していただけないか等、現場も非常に苦労しながらやっています。今後、事務局として、こういった形でできるかを、検討の中で詰めていきたいと思っています。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

委員、お願いします。

【委員】

この話の中で、ほかの子ども教室と、例えば学童クラブの交流ですとか、他学年の交流というものが、新型コロナの影響で、かなり進められない状況だと思います。我々は保健所とも相談しているのですが、一人の、いわゆる新型コロナの陽性者が出たときに、その子の周りを全部濃厚接触者として調べていくのですが、クラスターをいかに小さくするかというために、日頃から小さいグループ化をして、そこでできるだけ交流をしないように、また、職員も、そのグループ同士を移動しないように、固定化するというような、この計画とは真逆のことを言わざるを得ないというのがあります。実際には、職員もそこまで多くないのに、そういうことをせざるを得ないというのが、ずっと続いていまして、多分、このコロナが収まらない限り、いろんな計画が完全に停止している状態なのだろうと、我々も思っています。本当に、いかにこれを抑えるか、この計画を進めるためには、まずはコロナを乗り越えなきゃいけないというのが大前提だと思います。

今、計画が進まない理由というのも、皆さんにご理解いただければと思います。いわゆる変異株が出てきて、子どもに重症化はあまりないですが、ほとんどが無症状や軽症で、変異株はそこまで強くはないですが、やはり、感染者数がとても多くなっていて、子どもたちもいかに守らなきゃいけないというがあるので、その辺りの計画がなかなか進まないことに対しては、ご理解いただければと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

事務局、お願いします。

【事務局】

今、お二人の委員からご意見を頂戴し、事務局の思惑を改めてお話ししますと、35人学級が進むにつれて教室が不足していく。それは、3年間、4年間かけて、そういう状態が発生するだろうという時系列の中で、この検討は、これから1年半ぐらいかけて、そういうことを考えていきたいという趣旨です。そのため、早くても令和5年度に向けて、そうしたことを考えていこうと。今ご意見のあった、コロナの状況の中で、学校運営は小グループ化、他学級、他学年との交流をなるべく避けるというモードですので、ただいまご説明したことを、直ちに実現したいということではなくて、1年、2年先を見据えて、少しずつ考えていく。それから、学校側とも理解を深めていきたい。このような趣旨ですので、むしろ、先ほど委員のほうからご紹介がありましたように、いかに放課後子ども教室を維持するために、密を避けながら運営していただくかというモードですので、そのことは事務局でも十分承知しているところです。

以上です。

【会長】

ご説明いただきまして、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。

(4) 児童発達支援センターについて、事務局からお願いいたします。

【事務局】

今回、この4月にさくらんぼ園から児童発達支援センターに移行した関係で、児童発達支援センターの業務についてご説明したいと思います。

お手元に4種類のパンフレット、緑のものが児童発達支援センター全体をご説明したものの。そして、それぞれ、部署ごとにですが、相談のところ、療育・さくらんぼ、それから保育所等訪問支援という形でパンフレット、お手元にご用意していただいて、お聞きいただければと思います。

まず、この児童発達支援センターですが、裏面をご覧ください。

こちらに、地図が載っていますが、子ども家庭支援センターと、それから児童発達支援センター、今回、隣同士ということで、同じ敷地内に設置できることになりました。

それでは、この児童発達支援センターですが、この4月に子ども発達支援センターさくらんぼ園と、それから発達相談室を統合し、児童福祉法に基づく福祉型の児童発達支援センターに移行しました。この児童発達支援センターには、医療型と福祉型、この2種類がございます。北区では、この福祉型を設置しました。もう一つの医療型は、東京都の北療育医療センター、こちらが医療型の児童発達支援センターとなっています。18歳未満の児童の発達や障害に関する様々な相談に対応するとともに、地域における中核的な施設として支援する機関となっています。

それでは、具体的な説明です。

まず、総合相談ですが、こちらのグリーンのパンフレットに、大まかな図がございますので、ご覧ください。

対象が、今までの未就学から18歳未満の児童までに広がっています。障害や発達に関

する相談をお受けし、必要に応じて発達検査、それから専門相談を行い、療育機関などをご紹介します。なお、今回、受付アンケートを最初に取りますが、ホームページから、そのアンケート用紙がダウンロードできるようにご用意しました。

次に、一つ目の療育・さくらんぼです。こちらのパンフレットをご覧ください。

中を開いていただきますと、療育内容等が記載されています。さくらんぼ園から児童発達支援、今までの児童発達支援をベースとして、未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の習得。それから、自立に向けた必要な知識の技能の習得。それから、集団生活の適応を支援します。そして、新たに今回、給食を導入しました。また、こちら、集団療育のところ、二つクラスが、いちご組、みかん組となっておりますが、こちらのみかん組のクラス、幼児クラスになりますが、今までは、どちらも親子通園だったところを、みかん組は単独通園としました。

それから、このピンクのところ、個別療育と書かれています。こちらが拡大しました。今までは、このさくらんぼ園と言われているところに通園している方だけ個別の専門療育が受けられるということでしたが、今回は、北区でも、北区にお住まいの方でしたら、ほかの民間の療育機関、児童発達支援を利用している方なら、受給者証の範囲ですが、こちらだけ個別の専門療育が受けられるというシステムにしました。

そして、最後に三つ目です。保育所等訪問指導です。こちら、開いていただきますと、利用の流れが記載されています。こちらは、簡単に申し上げますと、作業療法士、言語聴覚士、それから心理相談員などの専門職員が保育所などを直接訪問し、対象になる児童や、担任の先生、そして保護者の方へ集団生活の適応のための支援を行うものです。従来は、巡回指導ということで、心理の先生が行かれる制度がございますが、そちらは、今までどおりとで、この違いとしては、心理の巡回指導は、先生方から、支援者側の方から依頼が来るものですが、こちらは、実際、対象のお子様の保護者の方から依頼をいただいて、受給者証の範囲で実施する制度になっています。こちらが児童発達支援センターになるに当たって、新しく新規に開設した事業です。

最後になりますが、最後は地域支援それから保護者支援についてです。こちらの全体的なパンフレットの事業の部分などをご参考いただければと思います。

こちらに、だるまの会などの記載がありますが、現在、ダウン症のお子さんをお持ちの家族の方の家族会、だるまの会などを実施しています。それから、よく発達障害の方々が学習に使うペアレントトレーニングなども行うことで、学習プログラムを実施します。それから、家族支援も行って、普及啓発ですとか、地域の皆様に講演会などを開催したいと思っています。

今回、児童発達支援センターになるに当たり、やはり中核的な役割を担うというところでは、この事業の部分ですね、こちらの拡充がすごく大事なかなと思っていますので、少しお時間かかるかと思いますが、家族会なども、それぞれ、分野、例えば年長さんのお母様が集まって家族のグループを作るなどといった形で、幾つかグループなども増やしていける、それから、家族プログラムということで学習プログラムの回数ですとか、内容についても拡充していきたいと思っています。

なお、最後ですが、この施設の利用に関しては、障害者の相互支援法に基づき受給者証を発行して、それに基づいてサービスの利用計画を立ててプランを作り、実施をします。

この施設の中で障害児の相談支援は引き続き実施していますので、変わらず実施していきたいと思っています。

こちらが、簡単ですが、私からの説明です。貴重なお時間、どうもありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明について、何かご質問やご意見等ありましたら、お願いいたします。

【委員】

先ほどご説明いただいて、私も詳しく知らなかったのですが、この児童発達支援センターの構成で、まずはその相談から始まって、いろいろ面談を行って評価等々で説明となっていますが、大体、小さいお子さんは、事業や、さくらんぼの対応で見えていただいていると思いますが、例えば中学生ぐらいの13、4、5、あるいは高校生ぐらいの16、7歳ぐらいの子どもは、教育総合相談センターでのフォロー等を多分ご提案されるのかもしれませんが、その後の面倒とか、どこまで見られていると考えておけばよろしいでしょうか。

【会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

今まで前身が未就学を得意としてやってきたものですから、相談の範囲が18歳まで広がることで、かなり、これからというところが非常に大きいかと思っています。ですが、やはり18歳までのお子さんの中で一番心配なのが発達ですとか、障害のこと、そういったものが心配で、例えばなかなか集団になじめないのは発達の何か課題があるのかなとかいうところを、まず明らかにすることは、小さいお子さんと同じに進めていきたいと思っています。そして、悩みの中身に応じまして、こちらは、発達障害とか、医療とか、治療とか、それから大きい子でしたら児童発達支援等も含めての療育機関になると思いますが、学校ですとか、そういった教育の問題となると、やはり教育総合センターと連携を取ってやっていく形になると思います。そして、最後に事業のところでお話をしましたが、例えば思春期の方たちが集まって悩みを共有できるようなグループ活動や、思春期を迎えるような保護者の方の関わりを勉強するようなグループ等、そういった、個別の相談だけではなくて、それを受皿にするようなメニューを、これから充実できたらいいと思っています。

以上です。

【委員】

これからというところも含めて、個別に継続相談という形を広げていかれるということで分かりました。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。
委員、お願いします。

【委員】

私の質問も、ほぼ同じ関心からの質問で、半分以上お答えいただいたかと思いますが、今、私は社会的養護の若者支援について考える機会が多いです。つまり児童養護施設を中学あるいは高校の年齢で出た後、独り立ちをすぐにとというのは難しいので、自立援助ホームなど、そういったところに身を寄せて自立の準備をするという若者がいるわけですが、その中には、発達障害があるのではないかと思われるような若者も割とおられまして、就労に大変苦勞するというところを、よく伺っているところです。この場合、18歳未満の方が、そこに多く含まれています。そうしますと、教育機関との連携というステージが、もう終わっている。けれども、まだ18歳未満で、相当な支援を必要としている、自立に向けて相当な支援を必要としている。後ろ盾となる家族もいない、頼れる家族もいないという、そういう若者も割といます。そういった方々の支援というの、こちらの児童発達支援センターでカバーしていけるのでしょうか。

【事務局】

18歳となりますと、先ほどお話した教育総合センターも教育相談全体としては18歳未満が対象ですが、特別支援教育や適応指導教室などは中学生までが対象となっており、なかなか、今度高校生の年齢になると、どこにも受皿が少ないという声もよく聞かれます。ですので、そういった方の悩みを共有するようなグループ活動などもしていきたいと思えます。例えば就労に向けてといったこととなりますと、やはり障害者も、いろんなサービスを使うことになるかと思えます。そのあたりは、今は障害福祉課が、そういったサービスの窓口となっていますので、そこの橋渡しが、ご自身でも難しく、ご家族の方もいらっしやらないという方だと、なおさら行きにくいと思えますので、そこも付き添って、どういう手続をしたらいいのかも一緒に考えたいと思えます。その際、児童発達支援センターの職員だけではなくて、先ほどお話しました子ども家庭支援センターの担当のワーカーが、地区担当のワーカーがいますので、そちらとも連携しながら、結びつけられるように考えていきたいと思えます。

以上です。

【委員】

ありがとうございます。よく分かりました。

【委員】

地域で子ども食堂や学習支援教室に通ってくるお子さんで、不登校あるいは、まだらに登校して保健室に行っているようなお子さんが数人いるのですが、その中に、ディスレクシア、読み書き障害がやっと分かったという中学生がいます。なかなか気がつかないで大人に成長していく方もいるということで、先ほど説明していただいた年齢の拡大ですか、

18歳未満までご相談を受け付けていただけるということで、助かるお子さんも増えるように思います。

そして、今問題なのは、学校の先生はディスレクシアと分かれば対応の仕方も分かると思いますが、保護者の方が、それを認めたくないという方がいたりします。そんなはずはないというか、うちの子どもが障害を持っているなんて許し難いというか、なかなか理解が得られなくて、テストの点数が悪いとか、学校に行かないのはおまえが悪いのだからとか、こういう保護者の方への説得というか、アドバイスというか、そういうところを家庭の中でだけやるのはなかなか難しいので、そういったことには対応していただけるのでしょうか。

【事務局】

保護者の方がお子さんの特性を認めにくいということは、各所で声が聞かれます。こちらにも発達専門医のドクターをお呼びしています。そういった先生にも知恵を頂きながら、保護者の方が、もし話を聞いてみたいというような機会がありましたら、そういった先生からのアドバイスですとか、心理の相談員がいますので、主には心理の先生と保護者の方との、膝を突き合わせたお話を、長くかかるかもしれませんが、サポートしていく体制は取れるのかと思います。

【委員】

以前は、あまり学習障害のことを気にしないような風潮がありましたが、最近は、これは学習障害かなと気づくお子さんの数が増えています。知能が別に悪いわけではなく、単なる学習障害で、この分野だけが苦手だということにみんな少しずつ気がついていて、相談も随分多いのではないかと思います。その点、いかがでしょうか。

【事務局】

4月から始まったばかりですので、まだ少し余裕がございます。そういった意味では、専門医の先生なども、まだ若干余裕がございますので、ぜひご相談、先生方にもお声がけいただいて、申し込んでいただければと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

療育・さくらんぼのパフレットを読んでいて気になった点ですが、2歳児クラス在籍中は利用料がかかりますということですが、これ、3・4・5歳児は利用料かからなくて、2歳児がかかるのは、単純に制度の問題で、その利用料がかかることによって、例えば経済的に厳しい家庭のお子さんが来られないような、利用をためらうような状況だと、何か

それはよくないなと思うので、こういった状況はないのか、もしあるのであれば北区で改善して行ってほしいなと思うのですが、そこについて教えてください。

【事務局】

みかん組、3・4・5歳に対しては、保育の無償化制度を利用していますので、保護者の方からのお金はなしという形です。そして、いちご組、2歳児のクラスですが、こちらは、保育の無償化が適用にならないものですから、受給者証を取った範囲で利用いただく形になります。この受給者証も、所得に応じて金額が決まっています、平均的な所得の方ですと、フルに使っていただきましても月に5,000円程度となっています。ですので、今の段階として、非課税の制度もございますので、今のところ、経済的に困ってどうしようという方はいらっしゃらない状態になっています。

【委員】

利用料が所得に応じてということであれば安心いたしました。

【会長】

委員、どうぞ。

【委員】

3点質問がございます。

1点目が、今回の障害児の対象ですが、身体・知的・発達で、3障害の全てが対象になるということでしょうか。

もう1点目が、障害児というよりは医療的ケア児ということで、痰の吸引や、経管の栄養等の接種等の専門的なケアが必要な子どもたちというの、多くはないですがいらっしゃると思いますが、そういった医療的ケアを必要とする人も対象になるでしょうか。

3点目ですが、これらの業務、全て専門性が高くて大変な業務だと思いますが、職員さんたちのレベルを上げるには、どうしているか教えていただければと思います。

【事務局】

身体・知的・発達、3障害が対象かというご質問でした。こちら、児童発達支援という形になっていますので、療育・さくらんぼは、前身の知的障害児の通園施設がベースになっています。ですので、中には身体の方もお受けしますが、身体の方に対しての特別な設備が、実はありません。ですので、車椅子ですとか、そういったものは段差がないように、設備が作られてはいますが、まずは、来ていただいて、それで、この環境でお子様が適応できるか、過ごすことが大丈夫かを確認いただいて、ご相談の上で、ご利用いただくという形になるかと思います。

それから、医療的ケア児の受入れについても、先ほどお話ししましたが、こちらが福祉型の児童発達支援センターですので、基本的には医療的ケア児の受入れはしていない状況です。

3点目、職員の人材ということで、実は、これから何年も、4年後、5年後ということ

で、児童相談所の複合施設などの準備もされているところです。この4、5年の間に複合施設として、この児童発達支援センターと、子ども家庭支援センター、それから教育総合センターが一緒になって一つの施設になるという大きな課題が残っていますので、そちらで対応できるような職員を育てていくことは、みんなで考えている状況です。特に専門職ですので、できる範囲にはなりますが、スーパーバイズを行う先生を定期的にお呼びして、その先生から、基本的なことから始めまして、ケースの見立て、それからどういうことで接していったらいいかということで、ケースワークの基本なども学べるように、今、整備をしている段階です。

【委員】

できる、できないはあると思いますが、障害の種別にかかわらず、いろんな障害児の方、いらっしゃいますので、対応できればいいと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】

それでは、よろしいでしょうか。

議題の3に行きます。

第5期子ども・子育て会議について。事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第5期の子ども・子育て会議について説明いたします。この議題は、資料はございませんので、お配りしています委員名簿をご覧くださいながらお聞きください。

お伝えしたいことは2点です。

1点目に、まず人数ですが、現在の子ども・子育て会議は、一部兼任もございますが、22名構成です。会議において22名という人数は、多方面のご意見を幅広く頂戴できる大きなメリットがある一方、限られた時間の中で活発なご議論をいただきたいという点から見ますと、お一人お一人のご発言機会が少なくなるというデメリットもあります。そこで、具体的には若干人数を絞りまして、18名程度の構成を考えています。他区の子ども・子育て会議の委員数をみますと、人数構成は様々でして、大体平均すると19名程度ですので、そういったところを参考にしています。

2点目ですが、子ども・子育て会議の主役である子ども、この当事者である子どもの意見を、どうにか反映できる機会がないかと考えていまして、現実的に小中学生のお子さんが参加するというのは難しいかもしれませんが、高校生以上や、大学生、せめて20代前半の若い方などにお声掛けするようなことも考えております。正式な委員としてご参加いただくのか、オブザーバーのような形でメンバーを固定せずに参加いただくのか、いろいろな形があるかと思いますが、その辺りは、今後よく検討してまいりたいと思います。

現在の事務局の検討事項を、皆様にご案内いたしました。

説明は、以上です。

【会長】

ありがとうございます。

ただいまのご説明について、何かご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

それでは、議題は全て終了ということにしたいと思います。

本日も、いつもながらの活発な意見交換をありがとうございました。先ほど申しましたように、今日は4期最後の会議ということになります。今後とも、引き続きいろいろな形で北区の子どもたちのために力を尽くしていただくとありがたく存じます。

それでは、本日の子ども・子育て会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。